薬局開設者の業務	当該販売業者又は貸与業者の業務
薬局の管理に関する業務に	その営業所の管理に関する業務に
薬局の管理者	その営業所の管理者
二　薬局	二　その営業所
薬局開設者の薬事	販売業者又は貸与業者の薬事
薬局開設者の従業者	当該販売業者又は貸与業者の従業者
第四十条第二項において準用する第九条の二第二項	管理医療機器の販売業者又は貸与業者

第五十四条中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改める。

第五十六条の二の表第四十条の七第一項において準用する第八条第一項の項の前に次のように加える。

第四十条の七第一項において準用する第七条第三項	薬局	再生医療等製品の販売業の営業所

第五十六条の二の表第四十条の七第一項において準用する第八条第二項の項の次に次のように加える。

第四十条の七第一項において準用する第八条第三項	薬局の管理者が行う薬局	再生医療等製品の販売業の営業所の管理者が行うその営業所
	薬局の管理者が遵守すべき	その営業所の管理者が遵守すべき

第五十六条の二の表第四十条の七第一項において準用する第九条第二項の項の次に次のように加える。

第四十条の七第一項において準用する第九条の二第一項	薬局開設者は、薬局	再生医療等製品の販売業者は、再生医療等製品の販売業の営業所
	薬局開設者の業務	当該販売業者の業務
	薬局の管理に関する業務に	その営業所の管理に関する業務に
	薬局の管理者	その営業所の管理者
	二　薬局	二　その営業所
	薬局開設者の薬事	販売業者の薬事
	薬局開設者の従業者	当該販売業者の従業者
第四十条の七第一項において準用する第九条の二第二項	薬局開設者	再生医療等製品の販売業者

第六十六条第一項中「第六項」を「第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第二項第二号中「第六十九条第五項」を「第六十九条第六項」に改める。

第六十七条の二の次に次の六条を加える。

（法第七十五条の五の五第三項の場合における法第七十五条の五の二第二項、第七十五条の五の三及び第七十五条の五の四の規定の適用）

第六十七条の三　法第七十五条の五の五第三項の場合において、当該消滅した法人が行った法第七十五条の二第二項に規定する取引（以下この条及び第六十七条の六において「課徴金対象行為後取引」という。）又は同項に規定する措置（以下この条及び第六十七条の六において「誇大広告等解消措置」という。）は、法第七十五条の五の五第三項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる課徴金対象行為（法第七十五条の五の二第一項に規定する課徴金対象行為をいう。次条から第六十七条の八までにおいて同じ。）について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が行った課徴金対象行為後取引又は誇大広告等解消措置とみなして、法第七十五条の五の二第二項の規定を適用する。

第六十七条の四　法第七十五条の五の五第三項の場合において、当該消滅した法人が不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第八条第一項の規定による命令（以下この条及び第六十七条の七において「不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第十一条の規定により課徴金の納付を命じないもの（以下この条及び第六十七条の七において「不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付免除」という。）とされたときは、法第七十五条の五の五第三項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付命令を受け、又は不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付免除とされたものとみなして、法第七十五条の五の三の規定を適用する。

第六十七条の五　法第七十五条の五の五第三項の場合において、当該消滅した法人が行った法第七十五条の五の四の規定による報告は、同項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が行った同条の規定による報告とみなして、同条の規定を適用する。

（法第七十五条の五の五第四項の場合における法第七十五条の五の二第二項、第七十五条の五の三及び第七十五条の五の四の規定の適用）

第六十七条の六　法第七十五条の五の五第四項の場合において、当該消滅した法人が行った課徴金対象行為後取引又は誇大広告等解消措置は、同項の規定により同項に規定する特定事業承継子会社等（以下単に「特定事業承継子会社等」という。）がしたとみなされる課徴金対象行為後取引又は誇大広告等解消措置とみなして、法第七十五条の五の二第二項の規定を適用する。

第六十七条の七　法第七十五条の五の五第四項の場合において、当該消滅した法人が不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付命令を受けたとき、又は不当景品類及び不当表示防止法によるされたときは、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該特定事業承継子会社等が不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付命令を受け、又は不当景品類及び不当表示防止法による課徴金納付免除とされたものとみなして、法第七十五条の五の三の規定を適用する。

第六十七条の八　法第七十五条の五の五第四項の場合において、当該消滅した法人が行った法第七十五条の五の四の規定による報告は、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該特定事業承継子会社等が行った同条の規定による報告とみなして、同条の規定を適用する。

第七十二条第二項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、「及び法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）」の下に「又は第九項（法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十二条第三項」を「第二十二条第二項」に、「第十四条の二第一項」を「第十四条の二の二第一項」に改める。